

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 護州会

- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
 ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他
 ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の ☐ を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎県壱岐市勝本町西戸触 1 8 0 - 1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和 5 5 年 4 月 2 5 日

(4) 設立登記年月日 昭和 5 5 年 4 月 2 6 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	品川 知洋	
理 事	品川 京美	
同	品川 有里	
同		
同		
同		
同		
監 事	吉野 弘一	
同		
評 議 員		医師 (医師会会長)
同		経営有識者 (経営コンサルタント代表)
同		医療を受ける者 (自治会長)

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
 2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 7 条第 1 項参照)
 3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 9 条の 4 参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	品川内科医院	長崎県壱岐市勝本町西戸触 180-1	一般病床 0床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床] 精神病床 床 感染症病床 床 結核病床 床
医療機関 27	4211720396		

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 6 月 1 日 令和 6 年度決算の決定

令和 8 年 3 月 31 日 理事、監事の改選

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

(7) そ の 他

該当なし

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

令和 7 年 9 月 30 日 超音波診断装置購入

令和 7 年 10 月 31 日 透析装置機械室定期部品交換

令和 8 年 2 月 26 日 全身用 X 線 CT スキャナ購入

様式 3 - 2

法人名 医療法人 護州会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県杵岐市勝本町西戸触 1 8 0 - 1

貸 借 対 照 表
(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	226,550	I 流 動 負 債	38,197
現 金 及 び 預 金	165,644	支 払 手 形	
事 業 未 収 金	46,134	買 掛 金	29,204
有 価 証 券		短 期 借 入 金	
た な 卸 資 産	4,921	未 払 金	5,816
前 渡 金		未 払 費 用	
前 払 費 用	99	未 払 法 人 税 等	2,929
繰 延 税 金 資 産		未 払 消 費 税 等	193
その他の流動資産	9,752	繰 延 税 金 負 債	
II 固 定 資 産	180,503	前 受 金	55
1 有 形 固 定 資 産	161,067	預 り 金	
建 物	104,237	前 受 収 益	
構 築 物	6,463	引 当 金	
医 療 用 器 械 備 品	26,442	その他の流動負債	
その他の器械備品	3,913	II 固 定 負 債	53,400
車 両 及 び 船 舶	5,792	医 療 機 関 債	
土 地	9,295	長 期 借 入 金	51,210
建 設 仮 勘 定	4,925	繰 延 税 金 負 債	
その他の有形固定資産		引 当 金	
2 無 形 固 定 資 産	220	その他の固定負債	2,190
借 地 権		負 債 合 計	91,597
ソ フ ト ウ ェ ア		純 資 産 の 部	
その他の無形固定資産	220	科 目	金 額
3 その他の資産	19,216	I 資 本 金	10,000
投 資 有 価 証 券	350	II 資 本 剰 余 金	
長 期 貸 付 金		III 利 益 剰 余 金	305,456
役職員等長期貸付金		別 途 積 立 金	70,000
長 期 前 払 費 用		繰 越 利 益 剰 余 金	235,456
繰 延 税 金 資 産		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
その他の固定資産	18,866	その他の有価証券評価差額金	
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
資 産 合 計	407,053	純 資 産 合 計	315,456
		負債・純資産合計	407,053

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 4 - 2

法人名医療法人 護州会

※医療法人整理番号

所在地長崎県壱岐市勝本町西戸触180-1

損 益 計 算 書
(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	310,826
2 事業費用	280,684
本来業務事業利益	30,142
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業利益	30,142
II 事業外収益	10,619
III 事業外費用	8,567
経常利益	32,194
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	32,194
法人税等	8,197
当期純利益	23,997

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 護州会
所在地 長崎県壱岐市勝本町西戸触 1 8 0 - 1

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

財 産 目 録
令和 8 年 3 月 3 1 日現在

1. 資 産 額	407,053 千円
2. 負 債 額	91,597 千円
3. 純 資 産 額	315,456 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	226,550
B 固 定 資 産	180,503
C 資 産 合 計 (A + B)	407,053
D 負 債 合 計	91,597
E 純 資 産 (C - D)	315,456

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人護州会

理事長 品川 知洋 殿

私（注1）は、医療法人護州会の令和 7 会計年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 6 月 1 日

医療法人護州会

監事 吉野 弘一

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。